都市計画法施行規則第 60 条証明について

1. 提出部数　　２部（正本１部・副本１部）
2. 提出書類　（○は必須、△は場合により必要です。）

No.	図書の名称	市街化区域	市街化調整区域
1	請求書	○	○
2	位置図（都市計画図色図、白黒コピー可）	○	○
3	土地利用計画図 （開発許可申請の土地利用計画図及び造成計画平面図に準じること。地番（当該地の周辺地番も含む）、敷地寸法、現況高、計画高、計画勾配、予定建築物の配置などを表示）	○	○
4	建築物面積計算表（建築面積・のべ床面積）	○	○
5	排水処理計画書・浸透枡詳細図	△	△
6	予定建築物等配置平面図	○	○
7	予定建築物等各階平面図、立面図	○	○
8	土地登記簿謄本		○
9	公図及び地積測量図		○
10	既存建築物等配置平面図		△
11	既存建築物等各階平面図、立面図		△
12	既存建築物写真（外部各方向と内部～写真撮影方向記入）		△
13	昭和 45 年 12 月 28 日以降の建築物については、建築確認の写しと検査済証の写し		△
14	戸籍謄本等		△
15	法人登記簿		△
16	定款		△
17	現地目証明（登記の地目が宅地以外の更地の場合）。なお、現況が農地の場合は農地転用の手続きが必要です。		△
18	農業者又は農業従事者であることの証明となるもの（営農証明等）		△
19	農業振興地域整備計画図又は変更通知等、農用地でないことが確認できるもの。農振地域農用地の場合は除外の手続きが必要です。		△
20	法人又は組合等にあっては、当該建築物を建てる旨の役員会又は総会の議事録又は議決書		△
21	歩道切り下げ・上下水の事前協議	△	△
22	その他（農転の許可書など　　）		△

3. 処理日数　　請求受理後１週間程度
4. 証明手数料　　3,000 円（交付請求時にお支払い願います）

注：建築確認申請時に本証明書の写しを添付してください。建築確認と本証明手続の内容が異なると、本証明を取り直さなければなりません。